

中野区立小中学校再編計画 (第2次)

【概要版】

平成 25 年 11 月 中野区教育委員会

よりよい教育環境を目指して

教育委員会では、学校教育の充実を目指すという教育的視点を基本に、平成 17 年 10 月に「中野区立小中学校再編計画」を策定し、その着実な実施に向け取り組んできたところです。

しかし、この間も区立小中学校は、少子化の影響などから、計画の策定時の推計より更に児童生徒数が減少し、それに伴う学校の小規模化が進んでいます。また、新学習指導要領の全面実施、国における 35 人学級の推進や学力・体力の向上、「生きる力」の育成など学校教育の充実に向けた新たな課題への対応が求められています。

教育委員会では、新たな教育課題への対応を図り、学校教育の充実を目指していくため、学校の小規模化を解消するとともに、小中学校の通学区域の整合性をできる限り図ることで、小中学校の連携を推進していきます。また、学校と地域・家庭との連携を推進していきます。

更に、校舎の主要部分が建築後 50 年を経過する学校もあり、校舎の老朽化に伴う改修・改築（建て替え）が大きな課題となっています。

このようなことから、教育委員会では「中野区立小中学校再編計画」を改定し、通学区域の見直しを含んだ「中野区立小中学校再編計画（第2次）」を平成 25 年 3 月に策定しました。また、平成 25 年 11 月には統合と通学区域変更の具体的な時期等を定めました。今後、この計画の着実な実施に向け、全力で取り組んでいきます。

1 充実した学校教育のため、望ましい規模の学校をつくります

学校は、一定規模の集団で活動することを通して、子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健康・体力」などを確実に身につけさせ、自立した人間の育成を目指す教育の場です。学校での行事や集団活動が活発に行われ、子ども同士のふれあいや友人関係がつけられるためには、一定の集団規模や学級数を確保する必要があります。また、個に応じた指導の充実や多様な学習展開などのためには、一定規模の教員数を確保できる学級数が必要です。



○再編は、統合、通学区域の変更により行います。

○区立小中学校の望ましい規模は次のとおりとします。

【小学校】少なくとも12学級(学年2学級)から18学級(学年3学級)程度を目指します。

【中学校】少なくとも9学級(学年3学級)から15学級(学年5学級)程度を目指します。

○統合を行う場合は、該当校をいずれも廃止し、統合校を新しい名称の新設校として設置することを原則とします。

2 小学校と中学校の通学区域の整合性を可能な限り図ります

全ての学校において、小中学校の9年間を見通した教育活動を行う学校間の連携を推進するため、一つの中学校に2～3校程度の小学校単位での進学ができるようにします。

○通学区域の見直しにより、小中学校の通学区域の整合性を可能な限り図ります。

○見直しにあたっては、中学校の通学区域を主に見直しを行い、必要に応じて小学校の通学区域を見直します。

○現行の通学区域を尊重しつつ、通学距離や町会・自治会、幹線道路や鉄道の横断などを勘案し総合的に判断して調整します。

3 施設・設備等の整備を進めます

再編にあたっては、原則として、既存の校舎を活用し、あわせて、教育環境の確保・向上を図るための大規模改修工事(建物の柱、コンクリート壁等を残したまま、設備や内外装などの大規模改修を行うこと)を行います。なお、施設の状況などによっては、改築(建て替え)を行います。

○原則として統合新校として使用しない学校を仮校舎として統合し、統合新校の改修・改築工事終了後に新校舎に移転します。

○小学校の統合新校には、キッズ・プラザを設置していきます。

【前期に行った施設整備の例】

◆緑野小学校（平成 23 年 4 月開校）



▶ 体育館



▶ 緑野ルーム（多目的室）

◆南中野中学校（平成 21 年 4 月開校）



▶ プール



▶ 技術室

学校再編の概要

通学区域の変更

- ◆ 平成 31 年度に通学区域を変更します。なお、上高田小学校、大和小学校及び第十中学校は、統合にあわせて変更します。
- ◆ 平成 31 年度の新入生から指定校が変更となります。在校生は、通学区域変更後も在学している学校に通学します。

① 谷戸小学校、桃花小学校

谷戸小学校の通学区域のうち、中野二丁目、中央四丁目と桃花小学校の通学区域のうち、中央二丁目、三丁目を入替えます。

② 第四中学校、緑野中学校、中野中学校

第四中学校の通学区域のうち、北原小学校の通学区域及び大和小学校から北原小学校に通学区域を変更する地域を緑野中学校の通学区域に変更します。

緑野中学校、中野中学校の通学区域のうち、啓明小学校の通学区域を第四中学校の通学区域に変更します。

③ 第五中学校、中野中学校

中野中学校の通学区域のうち、新井小学校の通学区域を第五中学校の通学区域に変更します。

④ 第八中学校、北中野中学校

北中野中学校の通学区域のうち、鷺宮小学校、西中野小学校の通学区域を第八中学校の通学区域に変更します。

統合の組合せと統合新校の位置

◆ 上高田小学校、大和小学校及び第十中学校は、統合にあわせて通学区域を変更します。

① 中野神明小学校、多田小学校、新山小学校の統合 【平成 29 年度】

3校を統合し、2校の統合新校を設置します。統合新校の設置場所は、中野神明小学校、多田小学校の位置とします。

- 中野神明小学校の位置に設置する統合新校

統合新校の校舎の大規模改修工事のため、仮校舎（新山小学校の位置）で統合し、平成 31 年度に新校舎へ移転します。

- 多田小学校の位置に設置する統合新校

多田小学校の位置で統合します。統合新校の校舎の大規模改修工事のため、平成 31 年度に仮校舎（新山小学校の位置）へ移転し、平成 33 年度に新校舎へ移転します。

② 桃園小学校、向台小学校の統合 【平成 31 年度】

統合新校の設置場所は桃園小学校の位置とします。統合新校の校舎の大規模改修工事のため、仮校舎（向台小学校の位置）で統合し、平成 33 年度に新校舎へ移転します。

③ 上高田小学校、新井小学校の統合 【平成 32 年度】

統合新校の設置場所は新井小学校の位置とします。統合新校の校舎の改築工事のため、仮校舎（上高田小学校の位置）で統合し、平成 34 年度に新校舎へ移転します。

* 統合にあわせて、上高田小学校の通学区域のうち、西武新宿線以南の地域を白桜小学校の通学区域に変更します。

④ 大和小学校、若宮小学校の統合 【平成 29 年度】

統合新校の設置場所は大和小学校の位置とします。統合新校の校舎の大規模改修工事のため、仮校舎（若宮小学校の位置）で統合し、平成 31 年度に新校舎へ移転します。

* 統合にあわせて、大和小学校の通学区域のうち、若宮一丁目を北原小学校の通学区域に変更します。

⑤ 鷺宮小学校、西中野小学校の統合 【平成 35 年度】

統合新校の設置場所は第八中学校の位置とします。第四中学校と第八中学校の統合・移転後、統合新校の校舎を改築して新校舎で統合します。

⑥ 第三中学校、第十中学校の統合 【平成 30 年度】

統合新校の設置場所は第十中学校の位置とします。統合新校の校舎の改築工事のため、仮校舎（第三中学校の位置）で統合し、平成 32 年度に新校舎へ移転します。

* 統合にあわせて、第十中学校の通学区域のうち、桃園小学校、向台小学校の通学区域を第二中学校の通学区域に変更します。

⑦ 第四中学校、第八中学校の統合 【平成 33 年度】

統合新校の設置場所は若宮小学校の位置とします。大和小学校と若宮小学校の統合・移転後、統合新校の校舎を改築して新校舎で統合します。

再編に係る諸課題の取扱い

再編に係る諸課題の取扱いについて、以下のとおりとします。

- ◆ **保護者や地域住民への情報提供をおこないます**
 - ▶ 保護者や地域住民などの不安を解消するため、適時適切な情報提供を行います。
- ◆ **通学の安全対策を図ります**
 - ▶ 個々の学校の実情を踏まえ、早期に対策を示すとともに、保護者や地域住民などの意見を聞いていきます。
- ◆ **学校ごとの課題に対して早期に対応していきます**
 - ▶ 児童生徒数が少なくなっても、充実した教育が受けられるよう学力向上アシスタントや少人数指導対応の教員の活用を検討します。
 - ▶ 統合新校の円滑なスタートに向け、学校間の交流活動への支援や人的支援を行います。
 - ▶ 子どもたちの統合への不安を取り除くため、校内体制を強化します。
- ◆ **統合の組合せごとに学校統合委員会を設置します**
 - ▶ 保護者や地域住民などを構成員とする学校統合委員会を設置し、統合新校のあり方や名称、施設などについて十分に協議していきます。
- ◆ **特別支援学級を確保します**
 - ▶ 原則として統合新校に引き続き設置します。
 - ▶ 上高田小学校に設置している情緒障害等特別支援学級については、平和の森小学校の新校舎への移転（平成31年度予定）にあわせて、平和の森小学校に移転します。
 - ▶ 若宮小学校に設置している情緒障害等特別支援学級については、平成29年度に鷺宮小学校に移転した後、鷺宮小学校と西中野小学校の統合新校に引き続き設置します。

学校再編に伴う指定校変更の取扱い

- ◆ 在学中に統合することになる学校への入学予定者については、再編後の新たな通学区域や通学距離などを考慮した特例を、また、統合の時点での在校生についても、通学距離などを考慮した特例を設け、指定校変更の承認をすることとします。
※この特例の詳細については、教育委員会のホームページをご覧ください。担当へ直接お問い合わせください。

中野区立小中学校再編計画（第2次）の全文は、教育委員会ホームページ（<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kyoiku/>）、区役所4階区政資料センター、区民活動センター及び図書館でご覧いただけます。

中野区教育委員会事務局学校再編担当 TEL：03-3228-5548 FAX：03-3228-5679
e-mail：gakkousaihen@city.tokyo-nakano.lg.jp